

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 8 年版

評価対象材料名
細 目

既調合目地材
—

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【既調合目地材】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版11章2節に規定する既調合目地材とし、主として外装用を対象とする。

2. 引用している規定

（1）標仕 令和7年版

（2）日本産業規格

- ・JIS A 1171：2016「ポリマーセメントモルタルの試験方法」
- ・JIS A 1404：2015「建築用セメント防水剤の試験方法」
- ・JIS P 3801：1995「ろ紙（化学分析用）」
- ・JIS R 3202：2022「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」
- ・JIS R 5201：2026「セメントの物理試験方法」

3. 令和5年度版からの主な改定点

（1）内容の見直し

- a. 「セメント」・「砂」・「混和剤」について、専用書式にて材質の証明を求めていたため、項目として追加

4. 令和6年度版からの主な改定点

- ・なし

5. 令和7年度版からの主な改定点

（1）JIS改正による見直し

- a. JIS R 5201の年版のみ変更

6. その他

- （1）〔表示項目〕とは、評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるものをいう。
- （2）「品質・性能」欄の“申請者の規定による。”とは、評価基準としての規定がないため、申請者の規定によることとする。なお、審査は、記入された申請者の規定について、社内規定等と照合して確認することとしている。
- （3）赤字は、令和5年版からの改定箇所を示す。

項目		品質・性能	備考
材料	セメント [表示項目]	申請者の規定による。	
	砂 [表示項目]	申請者の規定による。	
	混和剤 [表示項目]	申請者の規定による。	
	単位容積質量 (kg/ℓ) [表示項目]	申請者の規定による。(参考：全国タイル業協会 1.80 以上)	
性能	保水率 (%)	30 以上	
	長さ変化率 (%)	0.2 以下 (収縮)	
	吸水量 (g)	50 以下	
試験方法	1. 試験の条件 試験室は、温度 20±2℃、湿度 65±5 %RH の標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、あらかじめ 24 時間以上標準状態に置いた後使用する。 2. 試料の調整 正味質量と標準練り上がり量より、1.0 ～ 1.20 の試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。 練り混ぜは、JIS R 5201 の「11.2 試験用機械器具」に規定する練り混ぜ機を使用し、練りはちに用意した水を入れ、攪拌しながら 30 秒間に材料を投入し 3 分間練り混ぜて試料とする。 3. 単位容積質量 2. で練り混ぜた試料を、JIS A 1171 の「6.4 単位容積質量試験」に規定する方法で求める。 4. 保水性 (ろ紙法) JIS R 3202 に規定する磨き板ガラス (縦 200 mm、横 200 mm、厚さ 5 mm) 上に JIS P 3801 に規定する 5 A ろ紙 (直径 18.5cm) をのせ、その中央部に真鍮製リング型のわく (内径 50 mm、高さ 10 mm、厚さ 3 mm) を設置し、「2. 試料の調整」で練り混ぜた試料を金べらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10 分後にろ紙へにじみ出した水分の広がり最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて 1 mm まで測定する。 試験は 3 回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。 $\text{保水率 (\%)} = \frac{50}{\text{平均値}} \times 100$ 注) 50 : リング形わくの内径 (mm) 5. 長さ変化率 2. で調整した試料を用いて JIS A 1171 の「7.8 長さ変化率試験」に従って行う。 6. 吸水量 2. で調整した試料を用いて JIS A 1404 の「7.5 吸水試験」に規定する方法で 24 時間の吸水量を求める。試験体は 3 個とし、その平均値で示す。		